第九条を次のように改める。

（法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の基準）

第九条　法第十七条第一項第六号の政令で定める基準は、同号に規定する確認を行う者が行う当該確認が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該確認の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。

二　署名利用者（法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。以下この号において同じ。）の真偽の確認にあっては、当該署名利用者から通知された情報について行われた電子署名が当該署名利用者から通知された当該署名利用者に係る署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。

三　利用者証明利用者（法第二条第五項に規定する利用者証明利用者をいう。以下この号において同じ。）の真偽の確認にあっては、当該利用者証明利用者が行った同条第二項に規定する電子利用者証明が当該利用者証明利用者から通知された当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書（法第二十二条第六項の規定により発行される同条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第十八条において同じ。）に記録された法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号に対応する同項に規定する利用者証明利用者符号を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。

四　前二号に掲げるもののほか、当該確認が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

第十条の見出し中「行う者」を「行う者等」に改める。

第十三条の見出しを「（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法）」に改め、同条各号列記以外の部分及び同条第一号中「都道府県知事」を「機構」に、「保存期間に係る失効情報」を「保存期間に係る失効情報」に、「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報」に、「次条第二号において」を「以下」に改める。

第十四条の見出しを「（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）」に改め、同条中「都道府県知事」を「機構」に、「保存期間に係る失効情報ファイル」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に改める。

第二十一条中「指定都市」の下に「（次条において「指定都市」という。）」を加え、「に読み替えるものとする」を「とする」に改め、同条の表を次のように改める。

第三条第二項	その者	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下「住所地区長」という。）を経由して、その者
第三条第三項	これを	住所地区長を経由して、これを
第三条第七項	記録して	記録し、住所地区長を経由して、
第二十二条第二項	住所地市町村長	住所地区長を経由して、住所地市町村長
第二十二条第三項	これを	住所地区長を経由して、これを
第二十二条第七項	記録して	記録し、住所地区長を経由して、
第四十六条	及び市町村長	並びに市及び区長
第六十二条	及び市町村長	並びに市長及び区長
	及び市町村が	並びに市及び区が

第二十一条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（指定都市の区に対するこの政令の適用）

第三十二条　指定都市における第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「住所地市町村長（」とあるのは「その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（次項及び第二十九条第二項において「住所地区長」という。）及び住所地市町村長（」と、同条第三項中「住所地市町村長を」とあるのは「住所地区長及び住所地市町村長を」と、第二十九条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地区長及び住所地市町村長」とする。

（外国人住民の通称に関する法の規定の特例）

第三十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法第三条第二項、第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二条第二項中「第七条第一号から第三号まで」とあるのは「第七条第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二条第二項中「第七条第一号から第三号まで」とあるのは「第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号」とする。

第二十条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条中「第三十一条第二項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第六十一条第二項の」に改め、同条を第三十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　雑則

第十九条第一項中「第三十一条第一項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する」を「第六十一条第一項の」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十八条中「第三十条第二項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第五十九条第二項の」に改め、同条を第二十八条とする。

第十七条中「第二十九条第二項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第五十八条第二項の」に改め、同条を第二十七条とする。

第十六条第一項中「第二十九条第一項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する」を「第五十八条第一項の」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に、「第十九条第二項において同じ。）の」を「第二十九条第二項において同じ。）を」に改め、同条第三項中「第二十九条第二項において同じ。）を」を「次項及び第二十九条第二項において同じ。）を」に改め、同条に次の一項を加える。

3　機構は、前項の規定により住所地市町村長を経由して法第五十八条第一項の規定による開示の請求を受ける場合には、法第六十条に規定する手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

第十六条を第二十六条とする。